

駅通情報

第5号

時評

○ 4月2日土曜日、朝の散歩に、「心に残るあの言葉」という書籍がある。その中で、野球選手松原重之は、私は、三振打者として失敗は許されないと想うと、なおホールに恐怖を感じて失敗を繰り返した。これについて、私の心に残っている言葉が二つある。その一つは、洋服の片桐幸三は、「七割も失敗してもよいのかと思はせられる必要はない」と云ふ。またもう一つ藤山高義は、同様勝負の質問に対し、「勝ち坂あり下り坂あり富士の山」と答えた。これを聞いた後は、ハラ一と思い当たり恐怖心が消除され、心が軽くなつたといふ。ものは考えようで、確かに、有名になると常に追い詰められた心境になるものらしい。ハラ一によつて開拓するハラ一があるようである。

○ 明治村を知つていても、「日本・大正村」(岐阜県可児市)を知る人は、まだ、少ないであらう。四月半旬、旧東海道新居の開拓を訪ねたりして、大正村に立寄つた。大正村は、北の新居街道と中興街道とを結ぶ宿場町でもあつた。まだ、大正時代を想起には物足りなさを感じるが、日本、街並みの古美を残しているのであり、明治村と並ぶたたずまいが整つてゐる。

一時評

一 晚秋の旧中山道を歩く (2)

二 一本曾路の往時の風情を探る

三 特殊な形態の駅舎を探る

四 事務局便り

晚秋の旧中山道を歩く (2)

—木曾路の往時の風情を覗く—

5. 宿題—馬鹿宿の徒步探訪

6. 宿題—馬鹿宿から馬鹿宿を目指して歩行を開始する前に、馬鹿宿内に江戸時代から残されている史跡を訪ねた。ここには本陣・脇本陣・高札場のか經便史料館等がある。本曾路の他の宿場同様、町並みもよく復元保存されてい

目次

る。左には、町並みも興味があるが、それよりも隣して期待していた古文書類は余り保存されていない。

宿場内を通過して馬鹿宿を目指して山

○賀川 道にかかる。晚秋の晴天下、民家の庭先

○奈良井 には菊が咲き乱れ、収穫したばかりの小豆・ササゲ等が干してある。一軒の軒先

○轟原 に柿の葉のようないいものが籠の上に多数干してあるので、近くにいたおばあさんに

○福島 上松 聞いた。「トチヨーにゃ」という。私は、

○須原 これが今、健康新聞といふ「社説」であることと、すぐ理解できた。

○野尻 ○三留野 前述のように、妻籠と馬鹿の両宿は、妻籠・三留野宿の四か宿とで動経を共通

○馬籠 しているとしているが、この区間は確かに山路の両側には民家がほとんど見られず、村を構成するほどの集落は見当たらない。「南駅

(見玉幸多著)」によると、宝歷時(一七五一~六〇)の宿駅構成戸数は、野尻一〇八・三留野七七・妻籠八三・馬籠六九とある。この四宿を合わせても二三七戸で、

前出の奈良井一宿の戸数よりも少なく、旅人の要求人馬數を充たすだけの供出は過酷な負担であったと認められる。さて山路は益々険しくなり、約五〇センチ幅の路

面は、たまに石壁の箇所もあるものの大半分はバラス混

じりのジャリ道で、足元が覚束ない。宿間は、八・七キロ、「夜明け前」の書き出しにあるとおり、「木曾路はすべて山の中」である。両側は、桧・杉を主体に楓・櫻等の雄本が連なり、これが常緑樹と映えてよいコントラストをなしている。時折谷間からせせらぎの音が聞えてくる。山道は、峰に近づくにつれて轟々隆しくなる。途中數回田中山道と、現国道とが交差するが、私は、旧道のみ選んで歩むことにした。峰が近づいたころ、せせらぎの音に混って子供の騒ぐ声が木の間から漏れてきた。

山路を多く物好きは私達くらいのものと思つて歩いたのにと不審に思つていたところ、暫くして、中学生の集団と行き合つた。その集団は、路切れ跡切れにではあるが、延々と馬鹿峠まで続き、最後の集団は全員草鞋ばかりで男子は、カツラを被り、ある者は紋付羽織袴の武士姿、ある者は尻ハシヨリの町人姿、女子は、和服に手甲脚手等、要するに、往時の旅姿である。聞くと、愛知県春日井市の中学生で、遠足を前にして先生から、昔の中山道を往来する旅人について説明があつたので、これをヒントに当時の街道風景を再現して参加したものだという。

これらの集団は、馬鹿宿からまだ二キロ程より来ていなはずであるのに、多くの者は、草鞋の鼻緒によつてマメが田てこれかづぶれ、痛そうにしている者が大勢見られた。足運は、片の頭上に茅屋があると聞いて来て、

そこで昼食にしようと楽しみにしていたところ、茶屋は閉じていて果せず落胆した。そこから十五分程馬鹿側に下りたところに、江戸時代から茶屋をしている「斎藤」という名の食堂につき、そこで昼食をとった。しかし、茶屋はすっかり改装されて近代的になつていて昔の風情はなかつた。

馬鹿宿に入つて最初に行き当たるのが「藤村記念館」である。さすが、規模が大きく文庫は甚大なものである。藤村の書いた原稿のほか各種の史料が保存されている。私も著述者の端くれとして原稿に興味があり執筆上の参考になつた。

三、結び

さて、終りに屹足とは思われるが、宿駅制度について若干触れておきたいことがある。

宿駅とは、公用旅行者の通行便利のために設けられたもので、一般私人には全く関係がない。あくまでも、公用旅行者や公用物件の運送が目的であつて道中奉行の支配下にある。制度の本質は、律令制度に始まり江戸幕府下においても同様である。従つて、よくいわれている大名の参勤交代とか、本陣・飛脚などものちに出来たものである。また、助役制度も宿駅運営上の必要から生まれ

たものである。これらのこととは、私の「北海道宿駅（駅通）制の研究・上巻」にも記述しておいた。

右を念頭において読んでもらいたい。

特殊な形態の駅通を探る（4）

駅通取扱人が駅通所に居住せず

管理人を置いて運営する場合（一）

駅通所に管理人を置くには、二つの場合がある。一つは、右、標題に記述のとおり、任命された取扱人が駅通所に居住せず駅通所の運営一切を管理人に任せている場合、もう一つは、取扱人は駅通所に居住するが、業務の一切を管理人（又は帳場）に任せている場合がある。

ここで問題になるのは前者のケースである。

明治三十三年六月制定の駅通所規程によると、「取扱人服務の章・第十二条駅通取扱人ハ駅通所ニ居住シ命令ニ於テ示定スル所ノ當事ニ從事スベシ」とあって、駅通取扱人は駅通所に居住することを原則としている。この規定は、右駅通所規程に限らず、以後、駅通制度廃止まで続くのである。

さて、右、規定違反の事実は、制度存続中を通じて全通に数多く見られたケースである。これを一つ一つ具体

的取り上げることは紙数の関係で難しいので、よく知られている一例を挙げる。

明治二十二年八月、忠別太・岩見沢間に次に挙げる五ヶ所に駅通所開設方高畠利宣を取扱人として承認された。しかし、本人は空知太（のもの瀧川）駅通所に居住し、他の四ヶ所には看理人を置いて運営することにした。すなわち、「忠別太・足田新助・音江法華・高野正造・奈井江・金沢要蔵・岩見沢・桜野夏次郎」である。しかもこのことは正式に道府から許可されている。

紙数の関係で詳記はできないが、この規定違反には迷行道がある。忠別太・音江法華・奈井江の三ヶ所は休泊所として空知太駅通に付属し、また岩見沢は、同出張所として設置承認されたものではないかと推察される。確かに休泊所は江戸時代から、駅通所の付属施設として、小休所・休所・休憩所と共に認められていた。しかし、岩見沢の出張所については規定上いきか問題があるので、次号において振り下げる検討することにしたい。

一、下轄（完結編）年代別開設及び取扱人一覧表に記載もれ等があるので加除訂正して下さい。

ページ	駅通名	加除訂正事項
六九三	武好	取扱人中村龜太の記載もれ
六九五	唯咲内	取扱人成田米太郎の記載もれ
六九九	向洞通	取扱人初代今井佐吉、二代今井伊勢治の記載もれ
七一	同	開設年月日二三・一二とあるを二四五に訂正
	下トマム	取扱人十塚トその記載もれ

二、駅通所の開設時期及び取扱人についての調査依頼
下帯広駅通の開設年月等の調査 井上寿氏

発行年月日	平成九年五月十五日
発行者	○○五札幌市南区川沿四条五丁目
備 布 料	